

中企第1180号
令和8年1月29日

株式会社光製作所
代表取締役 安岡 定二 殿

茨城県知事 大井川 和彦



大規模小売店舗の届出に関する意見書

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により令和7年8月15日に届出のあつた大規模小売店舗については、周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を有しませんので、同法第8条第4項の規定に基づき通知します。

なお、同条第5項の規定により、同法第5条第4項の規定は適用されませんので、申し添えます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称

(仮称) ひたちなか市大成町複合施設

所在地

ひたちなか市大成町5番

2 届出年月日

令和7年8月15日